

入札保証金説明書

入札保証金について

1. 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、入札は無効となります。

令和6年6月24日（月）午前10時までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

2. 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後還付します。

3. 入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供

保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和6年6月24日（月）午前10時までに提出した場合は入札保証金の全部又は一部が免除できます。

4. 小切手等で納付する場合

納付方法	下記の場所へ直接持参し、病院事業局経営課が発行する保管証と引き替える。
納付場所	沖縄県本庁舎 4階 沖縄県病院事業局 経営課
納付期間	<u>令和6年6月24日（月）午前10時まで</u>
還付方法	入札終了後、即日に還付。領収書に記名、捺印をする。（落札者以外）

5. 現金で納付する場合の納付方法

納付方法	(1) 入札保証金発行依頼書(第6号様式)と口座振替申出書(第27号様式)に必要事項を記入し、病院事業局経営課へ提出すること。 (2) 入札保証金納付書発行依頼書に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを病院事業経営課へ速やかに呈示すること。
納付場所	琉球銀行 ※琉球銀行以外で納付する場合は、別途手数料が発生します。
納付期限	入札参加資格取得後から <u>令和6年6月24日（月）午前10時まで</u>
還付方法	入札終了後、入札保証金還付請求書(第8号様式)を提出し、約20

6. 入札保証金に代わる担保

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができる。(納付方法等は、「4. 小切手で納付する場合」を準用する。)

- (1) 国債及び地方債
担保の価値：額面金額又は登録金額
- (2) 政府の保証する証券
担保の価値：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値）の8割に相当する額
- (3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
担保の価値：小切手金額
- (4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形
担保の価値：手形金額（その手形の満期の日が該当手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて該当手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (5) 郵便為替証書及び定期預金債権
担保の価値：当該債権証書に記載された債権金額（定期預金債権にあっては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付ある書面を提出すること。）
- (6) 契約担当者が確実と認める社債

7. 契約状況調べによる入札保証金の免除

競争入札(建設工事に係る競争入札を除く。)に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したのについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに入札保証金を免除する。「入札保証金免除申請書(第7号様式)」に記載して令和6年6月24日(月)午前10時までに提出すること。